

統一地方選挙

のお知らせ

投票日

4月12日(日)

埼玉県議会議員一般選挙

投票日

4月26日(日)

越谷市議会議員一般選挙

投票時間は両選挙とも午前7時～午後8時です

棄権することなく投票しましょう！

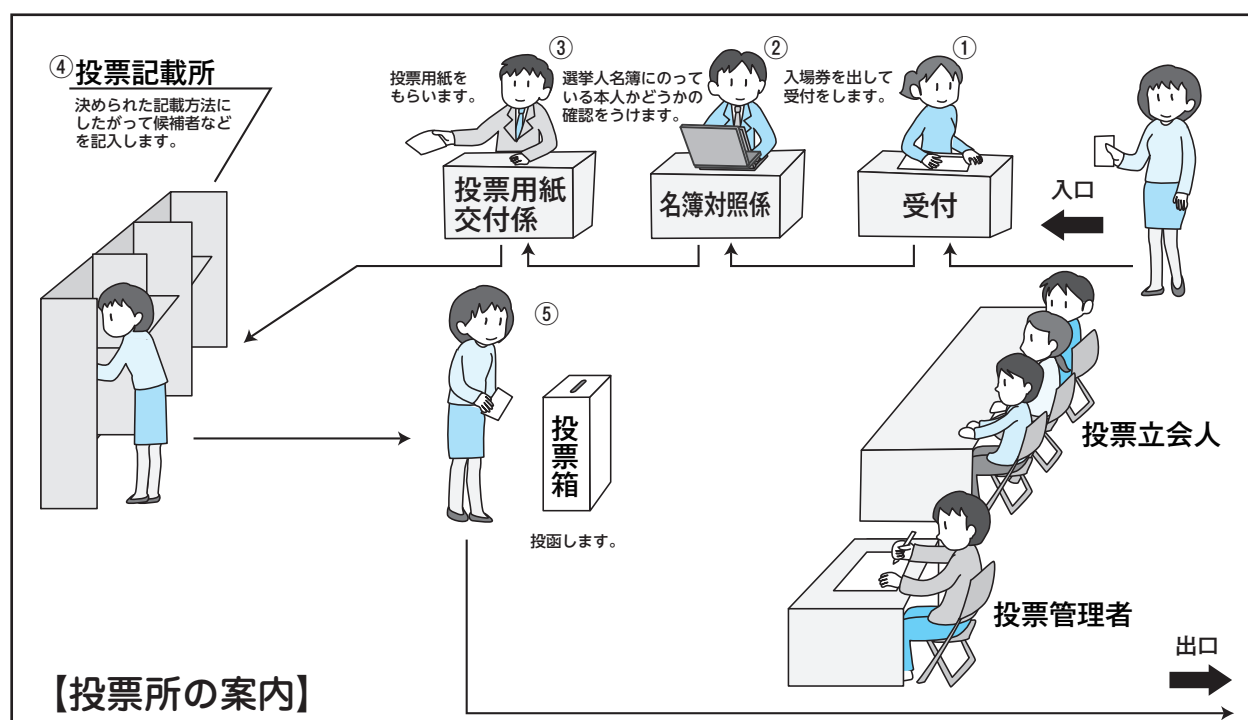
今年は統一地方選挙の年です。ともに今後4年間、皆さんの代表として活躍していただく人を選ぶ最も身近な選挙です。

貴重な一票を大切に、棄権することなく投票しましょう。

問合せ 越谷市選挙管理委員会

☎963-9276

*投票日当日は☎963-9062



※投票所によって多少配置が変わります

【投票の順序】

- ①受付
投票所入場整理券を提出
- ②名簿対照
選挙人名簿との対照
- ③投票用紙交付
投票用紙の受け取り
- ④投票記載所
候補者の氏名を記載
- ⑤投票
投票用紙を投票箱へ投函

埼玉県議会議員一般選挙

（越谷市は、東第8区、議員定数は4名です）

埼玉県議会議員一般選挙が4月12日(日)に行われます。
年齢要件や住所要件は次のとおりです。

越谷市で投票できる方

次の要件を備え、越谷市の選挙人名簿に登録された方が越谷市で投票できます。

〈国籍・年齢要件〉

日本国民で、平成7年4月13日以前に生まれた方

〈住所要件〉

①生まれてから引き続き投票日まで市内に住所を有する方

②転入した方：平成27年1月2日以前に住民票が作成され、または転入届け出を済ませ、引き続き投票日まで越谷市に住所を有する方

1月3日以降に市外から転入した方は越谷市では投票できません

平成27年1月3日以降に転入届け出をした方は、越谷市では投票できません。ただ

されている方で、平成26年12月12日以降に越谷市から県内の市町村に転出された場合

で、新住所地への転入届け出が平成27年1月3日以降の方は新住所地で投票できず、越谷市で投票することになります。

し、埼玉県内の他市町村からの転入者に限り、前住所地で投票できる場合がありますので、前住所地の選挙管理委員会へお問い合わせください。

＊前住所地で投票される方は

「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」（または「住民票の写し」）が必要

です。市役所市民課（本庁舎1階）および北部・南部出張所で4月3日(金)～4月12日(日)（土曜・日曜日は選挙管理委員会へお問い合わせください）に無料で交付します

市外に転出した方

◆県外転出の場合

平成27年4月11日以前に県外に転出（転出は予定日で処理されます。以下同じ）する方は投票できません。

◆県内転出の場合

越谷市の選挙人名簿に登録

場整理券を切り離して投票所へお持ちください。

選挙公報は4月上旬の新聞に折り込みます

候補者の政見や経歴、写真などを掲載した選挙公報を4月上旬の新聞に折り込みます。お手元に届かないときは

選挙管理委員会へご連絡ください（市役所・各地区センター・市内の駅などにも備え置きます）。

また、埼玉県選挙管理委員会のホームページにも掲載が予定されています。

詳細は越谷市のホームページ（<http://www.city.koshigaya.saitama.jp/>）にてお知らせします。

開票は即日、市立総合体育館で行います

開票は、投票日当日の午後9時から市立総合体育館で行います。参観人員は300人です。また、投・開票速報を越谷市ホームページ、越谷市携帯サイト（<http://www.city.koshigaya.saitama.jp/keitai/>）で行います。時間は投票速報

が午前9時10分ごろから、開票速報は午後10時10分ごろか

越谷市議会議員一般選挙

（越谷市議会議員の定数は32名です）

越谷市議会議員一般選挙が4月26日(日)に行われます。
年齢要件や住所要件は次のとおりです。

越谷市で投票できる方

次の要件を備え、越谷市の選挙人名簿に登録された方が越谷市で投票できます。

〈国籍・年齢要件〉

日本国民で、平成7年4月27日以前に生まれた方

〈住所要件〉

①生まれてから引き続き投票日まで市内に住所を有する方

②転入した方：平成27年1月18日以前に住民票が作成され、または転入届け出を済ませ、引き続き投票日まで越谷市に住所を有する方

1月19日以降に市外から転入した方、4月25日以前に転出した方は投票できません

平成27年1月19日以降に転

入届け出をした方は、今回の選挙では越谷市の選挙人名簿に登録されません。このため、投票することができません。また、平成27年4月25日以前に転出（転出は予定年月日で処理されます）する方も投票できません。

市内で転居した方

平成27年4月6日以前に転居の届け出をした方は、新住所地の投票所で投票できます。4月7日以降に転居の届け出をした方は転居前の投票所で投票してください。投票所は入場整理券をご確認ください。

投票所入場整理券は4名連記式

入場整理券（投票日時や投票所を明記したはがき）は、

同一世帯4名までの三つ折はがきで4月6日現在の住所に発送します。

お手数ですが、ご自分の入場整理券を切り離して投票所へお持ちください。

選挙公報は
4月下旬の新聞に
折り込みます

候補者の政見や経歴、写真などを掲載した選挙公報を4月下旬の新聞に折り込みます。お手元に届かないときは選挙管理委員会へご連絡ください（市役所・各地区センター・市内の駅などにも備え置きます）。

また、越谷市のホームページにも掲載する予定です。

開票は即日、
市立総合体育館で
行います

(3) 開票は、投票日当日の午後9時から市立総合体育館で行います。参観人員は300人です。また、投・開票速報を越谷市ホームページ、越谷市携帯サイトで行います。時間は投票速報が午前9時10分ごろから、開票速報は午後10時40分ごろからとなります。

期日前投票・不在者投票について

市内3カ所の期日前
(不在者)投票所で
行う方法

投票日当日、冠婚葬祭や仕事の予定があるとき、またレジャーなどの私用で投票区域内にいないと見込まれるときなどは期日前投票または不在者投票ができます。

期日前（不在者）投票所は市役所のほか、新越谷駅および北部市民会館に設けます。場所により投票時間が異なりますので、ご注意ください。

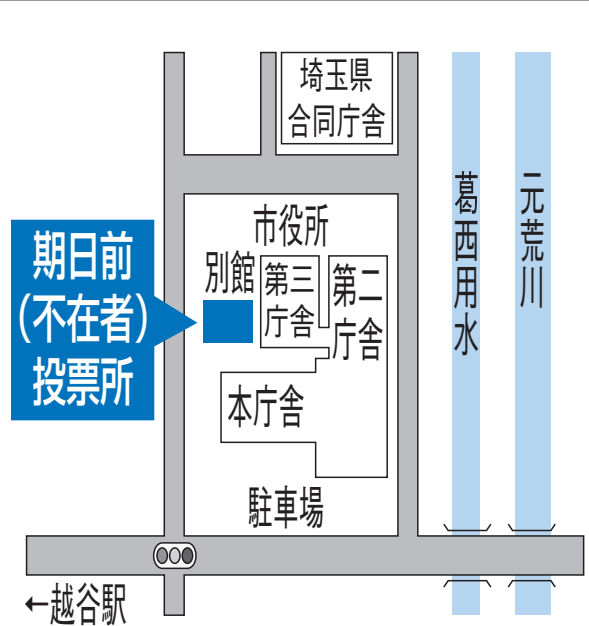
なお、新越谷駅期日前（不在者）投票所には駐車場がありませんので、公共交通機関等をご利用ください。期日前（不在者）投票をするときには入場整理券をお持ちください。印鑑は不要です。



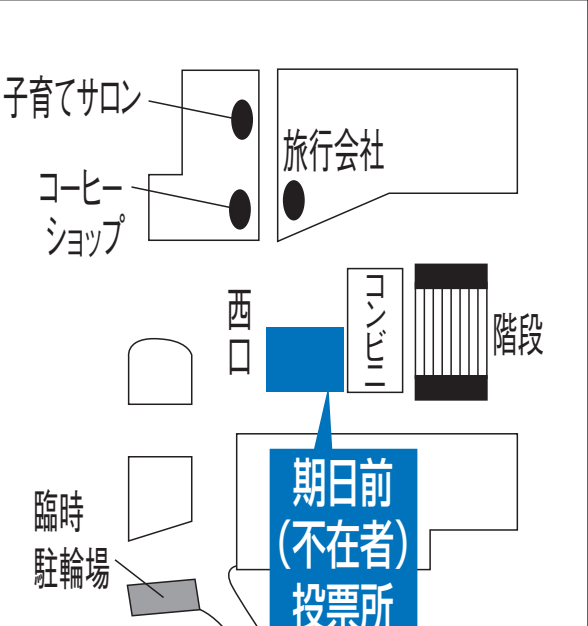
期日前(不在者)投票所の投票期間・場所・時間

選挙	期 間	場 所	時 間
埼玉県議会議員 一 般 選 挙	4月4日(土) ～4月11日(土)	市役所別館 1階会議室	午前8時30分～午後8時
		新越谷駅1階 自由通路内	午前9時～午後7時 ただし、4月11日(土)は 午後5時まで
		北部市民会館 1階ロビー	
越谷市議会議員 一 般 選 挙	4月20日(月) ～4月25日(土)	市役所別館 1階会議室	午前8時30分～午後8時
		新越谷駅1階 自由通路内	午前9時～午後7時 ただし、4月25日(土)は 午後5時まで
		北部市民会館 1階ロビー	

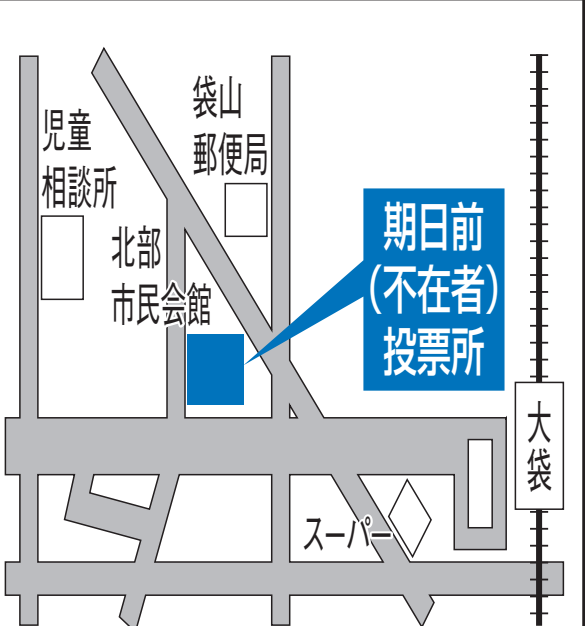
市役所期日前（不在者）
投票所（別館1階会議室）



新越谷駅期日前（不在者）
投票所（1階自由通路内）



北部市民会館期日前（不在者）
投票所（1階ロビー）



指定されている施設
で行う方法

指定病院、指定老人ホーム
など都道府県の選挙管理委員
会が不在者投票施設に指定し
た施設（以下「指定施設」）に
入院・入所中であれば、その
指定施設で不在者投票ができ
ます。投票用紙等の請求は、
指定施設の長等にお早めに申
し出てください。

越谷市内で指定されている
施設は、表1のとおりです。

滞在地の選挙管理委員
会で行う方法

市外の滞在が投票日当日を
含めて長期にわたる場合は、
不在者投票宣誓書兼請求書に

必要事項を記入し、越谷市選
挙管理委員会委員長宛に、直
接または郵送で投票用紙等の
請求をしてください。請求に
基づき郵送しますので、郵送
された投票用紙等を持って滞
在地の選挙管理委員会では投

票していただき。ただし、投票
時間等は滞在地の選挙管理委
員会職員の執務時間内となり
ますのでご注意ください。ま
た、郵送に日数がかかります
ので、請求はお早めにお願
いします。

＊不在者投票宣誓書兼請求書
は下記の記入例を参考に作
成してください

【投票用紙等の請求先】

〒343-8501

埼玉県越谷市越ヶ谷4丁目2

表1 市内指定病院・老人ホーム

施設名	所在地	電 話
越谷市立病院	東越谷10-47-1	965-2221
南埼玉病院	増森252	965-1151
北辰病院	七左町4-358	985-3333
新越谷病院	元柳田町6-45	964-2211
獨協医科大学越谷病院	南越谷2-1-50	965-1111
越谷誠和病院	谷中町4-25-5	966-2711
慶和病院	千間台西2-12-8	978-0033
順天堂越谷病院	袋山560	975-0321
南面	七左町4-161	989-7777
十全病院	赤山町5-10-18	964-7377
越谷北病院	千間台西2-4-6	979-2000
介護老人保健施設 憩いの里	増森1-85	963-7788
葵の園・越谷	七左町6-100-1	960-2255
嘉祥園	谷中町4-29	966-7337
越谷ホーム	南荻島1987	978-5500
介護老人福祉施設 憩いの里	増森1-85	963-5151
コスモ越谷	増林5905-2	963-6221
越谷なごみの郷	川柳町3-60-1	987-0753
キャンベルホーム	大吉552-1	970-3330
リバティーガーデン	西新井1016-1	964-4446
みちみち	船渡2046	979-5381
憩いの里 すこやか	増森1-85	963-5151
越谷さくらの杜	新川町2-247	940-6110

(記入例)

不在者投票宣誓書兼請求書

私は、平成〇〇年〇〇月〇〇日執行の〇〇〇議会議員一般選挙の当日、下記の事由に該当する見込であることを宣誓し、併せて投票用紙等の交付を請求します。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

- ①氏名（ふりがな）
- ②生年月日
- ③名簿登録地（越谷市）の住所
- ④投票用紙等の希望送付先の郵便番号・住所（方書まで）・連絡先の電話番号
- ⑤投票日当日、投票所へ行けない理由（仕事、旅行など）

郵便で行う方法

身体に重度の障がい等があり、投票所に行くことが困難な方は、郵便等による不在者投票ができます。

郵便等による不在者投票ができる方は表2のとおりです。

◆郵便等投票証明書が必要

投票用紙等の請求には郵便等投票証明書が必要です。お持ちでない方は、申請してください。郵便等投票証明書をお持ちの方は、投票用紙等の

交付請求書を添えて埼玉県議会議員一般選挙は4月8日(水)、越谷市議会議員一般選挙は4月22日(水)までに請求してください。

◆代理記載による投票

上記の郵便等による不在者投票ができる方（表2に該当する方）のうち、自ら投票の記載をすることができない者として定められた方（表3に該当する方）は、郵便等による不在者投票の代理記載制度があります。この制度は、あらかじめ選挙管理委員会に届け出た方（選挙権を有する者に限る。）に投票に関する記載

をさせることができる制度です。代理記載制度の利用を希望される方は、あらかじめ選挙管理委員会へ申請してください。なお、上記の郵便等投票証明書の交付申請と同時に申請することができます。

代理投票・点字投票
ができます

つて記載します。また、視力に障がいのある方は、投票用紙に点字で候補者の氏名を記載して投票することができます。点字器は投票所に用意してあります。

ポスター掲示場を
設置します

ポスター掲示場を設置します。この掲示場は候補者が選挙運動用ポスターを掲示できる唯一のものです。壊したり汚したりすると罰せられます。また、風などで倒れたり、ポスターがはがれたりしている場合は、選挙管理委員会へご連絡ください。

表2 郵便等による不在者投票ができる方

お手持ちの手帳または保険者証	障がい等の部位等	障がい等の程度
身体障害者手帳	①両下肢、体幹、移動機能	1級または2級
	②心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸	1級または3級
	③免疫、肝臓	1級～3級
	④障がいの程度が①～③の程度に該当すると知事等から証明された方	
戦傷病者手帳	①両下肢、体幹	特別項症～第2項症
	②心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓	特別項症～第3項症
介護保険被保険者証	要介護状態区分	要介護5

表3 郵便等による不在者投票における代理記載ができる方

お手持ちの手帳	障がい等の部位等	障がい等の程度
身体障害者手帳	上肢、視覚	1級
戦傷病者手帳	上肢、視覚	特別項症～第2項症



投票所等の一部が変更になります

投票所の変更	第9投票区『新方交流館』の廃館により『新方小学校体育館』に変更になります。
	第35投票区『出羽小学校』が『出羽地区センター』に変更になります。
投票所の名称の変更	第20投票区『大道集会所』の建て替えにより『大道自治会館』に名称が変更になります。
投票区域の変更	第68投票区『花田小学校』で投票していた方の一部(宮前一丁目)の方の投票所が第59投票区『中央中学校体育館』に変更になります。